H_Mは、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率（以下同じ。）

T_Mは、前号に定める最低保有期間（以下同じ。）

H_Nは、調整対象となるボラティリティ調整率

T_Nは、H_Nを算出するために用いた保有期間

3　第一項に定める「担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整」は、次の式を用いて行うものとする。

$$H=H_m\sqrt{\frac{N_R-(T_M^{-1})}{T_M}}$$

Hは、当該取引に適用すべきボラティリティ調整率

N_Rは、前項第一号イ若しくはロの取引の担保額調整又は同号ハの取引の時価評価の間隔（営業日数）

第五目　ボラティリティ調整率の適用除外

（ボラティリティ調整率の適用除外）

第七十七条　標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十七条又は第八十条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

一　エクスポージャー及び適格金融資産担保の双方が、現金、預金又は中央政府等及び我が国の地方公共団体の発行する債券のうち標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものであること。

二　エクスポージャー及び適格金融資産担保が、同一の通貨建てであること。

三　当該取引が取引の実行日の翌営業日に終了すること又は標準的手法採用最終指定親会社がエクスポージャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

四　取引相手が担保額調整に係る義務を履行せず、担保の処分を行う場合、当該担保額調整のために行った時価評価の日から担保の処分が可能となるまでの日数が四営業日以内であること。

五　当該取引の決済を処理するために用いている外部のシステムの信頼性が確保されていること。

六　当該取引が、中核的市場参加者間で同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たした取引となっていること。

七　取引相手が現金又は証券を引き渡す義務、追加担保を提供する義務その他の義務を履行しない場合に当該標準的手法採用最終指定親会社が当該取引を直ちに終了可能であることが、文書で明示されていること。

八　当該標準的手法採用最終指定親会社が取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が取引相手について発生した場合に、当該標準的手法採用最終指定親会社が、直ちに担保を処分する権利を有していること。

2　前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一　中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

二　金融機関（第一条第七号ロ及びくに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第三十一条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者、外国証券業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社及び経営管理会社、証券金融会社、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三　銀行法第十六条の二第一項第五号、第五号の二及び第九号に掲げるもののうち、標準的手法で二十パーセントのリスク・ウェイトが適用される会社

四　自己資本規制又は借入れ若しくは派生商品取引の利用による投資効果の拡大を制限する規制が適用されている投資信託等

五　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会

六　金融商品取引清算機関

（外国におけるレポ形式の取引）

第七十八条　標準的手法採用最終指定親会社が外国通貨建ての債券を用いてレポ形式の取引を行う場合、ボラティリティ調整率を適用不要とする範囲は、当該通貨の発行国における基準に従う。

第六目　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティリティ調整率の使用

（レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適用）

第七十九条　標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二　前号に規定する場合において、当該他方の当事者による担保の速やかな処分が認められること。

2　前項の規定により法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案する場合において、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となる取引のうち一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれるときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に定める条件を満たすときに限り、当該相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一　毎営業日において、当該相対ネッティング契約下にあるすべての取引を時価評価していること。

二　当該相対ネッティング契約の対象となる取引のうちマーケット・リスク相当額の算出の対象である取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

（計算方法）

第八十条　標準的手法採用最終指定親会社は、前条第一項の条件を満たし、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネッティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出しなければならない。

$E^*=(\Sigma E-\Sigma C)+\Sigma(Es\times Hs)+\Sigma(Efx\times Hfx)$

E^*は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣEは、当該複数のレポ形式の取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣCは、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

Esは、証券ごとのネット・ポジションの額の絶対値

Hsは、当該証券に適用すべきボラティリティ調整率

Efxは、ネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

Efxは、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率